

3 平成 22 年度における不服申立ての処理状況

(1) 行政文書開示請求に係るもの

(ア) 平成 22 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決もしくは決定を行ったもの(18 件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
76	底張コンクリート工を実施した 背景及び根拠	H15.11.11	H15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H15.12.24	H16.2.6	H23.1.31	原処分は 妥当		
77	護岸修繕工事の工事図面場所 表記方法の適否を判断できる 文書	H15.11.11	H15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H15.12.24	H16.2.6	H23.1.31	原処分は 妥当		
84	理由書について最終決裁者へ 説明した事実証明書類	H15.11.11	H15.11.25	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H15.12.24	H16.2.6	H23.1.31	原処分は 妥当		
90	災害復旧工事及び護岸修繕工 事の入札内容及び結果記録	H15.11.11	H15.11.25	部分開示	第3号	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H15.12.9	H16.2.24	H23.1.31	原処分は 妥当		
94	鉄橋「浜川橋りょう」附近河川護 岸整備計画及び工事を必要と する根拠文書	H15.12.8	H15.12.12	不存在		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H16.1.7	H16.2.24	H23.1.31	原処分は 妥当		
95	容認可否判断結果記録文書	H15.12.8	H15.12.12	部分開示	第2号	知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H16.1.7	H16.2.24	H23.1.31	原処分は 妥当		
220	・H18年度入学者選抜(Ⅱ)選考 原案に関して(入試総務) ・2006年度選抜試験(Ⅱ)選考資 料	H18.5.16	H18.7.12	部分開示	第2号 第6号	教育委員会	H18.9.11	H18.9.28	H23.1.31	原処分は 妥当		
221	宗教法人に係る役員名簿、境内 建物及び事業に関する書類	H18.6.20	H18.7.3	存否応答拒 否		知 事 (私学振興室)	H18.9.1	H18.10.20	H23.1.31	一部認容		

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
296	・広島空港の延長工事に係る収容の目的がわかる書類一式 ・収容した物件の明細一覧表及び図面	H19.7.2	H19.7.27	部分開示	第2号	収用委員会	H19.7.30	H19.8.29	H23.1.31	原処分は 妥当		
309	本谷川管理道の河川損壊箇所の補修工事の変更工事契約書(全付属資料を含む)	H19.9.26	H19.10.10	不存在		知 事 (尾三地域事務所 総務局総務第二課)	H19.10.16	H19.11.16	H23.3.4	原処分は 妥当		
310	・本谷川管理道の河川損壊箇所の補修工事の損害査定, 土砂を盗まれた状況, 盗み先の状況, 盗んだ人の弁明に対する妥当性の判断並びにそれを示す資料写真等 ・盗んだ人との損害賠償交渉方針及び経過の判明する文書	H19.9.26	H19.10.10	不存在		知 事 (尾三地域事務所 建設局管理課)	H19.10.16	H19.11.16	H23.3.4	原処分は 妥当		
334	広島県と特定業者とのやりとりの一切の記録	H20.1.25	H20.2.5	不開示	第2号 第3号 第6号	知事 (都市部建築指導 室)	H20.2.8	H20.2.22	H23.1.31	一部認容	H23.3.10	答申どおり (一部認容)
335	知事が河川関係の事業で直接副知事に指示した行政文書	H20.2.7	H20.2.19	不存在		知事 (秘書室)	H20.2.22	H20.3.3	H23.3.4	原処分は 妥当	H23.3.24	答申どおり (棄却)
336	本谷川管理道の河川損壊箇所の補修工事損害賠償, 損害査定等の事業において土木部長として指揮監督された文書(決裁文書等)	H20.2.7	H20.2.21	不存在		知事 (道路河川管理室)	H20.2.22	H20.3.3	H23.3.4	原処分は 妥当	H23.3.24	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
337	本谷川河川管理道の損壊箇所の状況調査の資料、写真等(特に損壊の原因等を示す資料)に該当する文書としての地域住民からの聞取票	H20.1.15	H20.1.29	不開示	第2号 第3号 第6号	知 事 (尾三地域事務所 建設局管理課)	H20.2.7	H20.3.10	H23.3.4	原処分は 妥当		
358	吉和取水堰魚道の設計の条件となる最高水位・最低水位・対象魚種等その他の判る資料等	H20.4.8	H20.4.22	不存在		知 事 (広島地域事務所 建設局廿日市支局)	H20.5.8	H20.5.30	H23.1.31	原処分は 妥当	H23.3.14	答申どおり (棄却)
352	・急傾斜地崩壊対策事業において作成され、尾三地域事務所農林局に提供された地元との交渉経緯、進入路の工事経費、工事難易度の観点から比較した図書図面等	H20.4.2	H20.4.10	不存在		知事 (尾三地域事務所 農林局)	H20.4.16	H20.5.12	H23.3.4	原処分は 妥当	H23.3.23	答申どおり (棄却)
485	五日市漁港フィッシャリーナ供用開始にかかる要望についての協議録	H20.7.17	H20.8.1	部分開示	第2号	知事 (漁港漁場整備室)	H20.8.18	H21.6.12	H23.3.25	原処分は 妥当		

(イ) 平成 22 年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問をすることなく実施機関が裁決もしくは決定を行ったもの(1件)

【不服申立て順】

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
—	「決定期間特例延長通知書」の記載に関し、開示請求があった日から 60 日以内に行政文書のすべてについて開示決定等を行うことができない理由とされた「開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため(後略)。」という事実を客観的に確認することができる、当該開示決定等をするために必要とされた「開示請求に係る行政文書のすべて」	H20.12.25	H21.1.28	却下		知 事 (東広島地域事務所 建設局竹原支局)	H21.3.29	—	—	—	<u>H22.8.31</u>	<u>棄却</u>

(ウ) 平成 22 年度中に異議申立ての取下げがあったもの(7件)

【不服申立て順】

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
281	進学指導拠点校(5校)・重点校(15校)について、特定年度における、生徒が授業料以外に学校に納めた費用の内訳(補助教材費、模擬試験代など)がわかる資料等	H19.2.20	H19.4.20	部分開示	第2号 第3号	教育委員会	H19.6.15	H19.7.2				H22.5.20 異議申立て取下げ
430	「介護保険法の解釈・運用に係る質問・要望の件」の中で言及した内容及び対話の中で補足説明した件に係る文書	H20.10.3	H20.10.17	不存在		知事 (介護保険課)	H20.12.8	H21.2.9				H23.2.1 異議申立て取下げ
431	広島県介護保険審査会委員名簿・合議体の構成	H20.12.2	H20.12.15	部分開示	第2号 第5号	知事 (介護保険課)	H20.12.15	H21.2.9				H23.2.1 異議申立て取下げ
432	「介護保険法の解釈・運用に係る質問・要件の件」等に係る打合わせの「聞取書」	H20.12.8	H20.12.22	不存在		知事 (介護保険課)	H20.12.26	H21.2.9				H23.2.1 異議申立て取下げ
433	「介護保険法の解釈・運用に係る質問・要件の件」等に係る打合わせの「聞取書」	H20.12.8	H20.12.22	不存在		知事 (介護保険課)	H20.12.26	H21.2.9				H23.2.1 異議申立て取下げ
483	「平成 20 年度広島県介護保険行政の中の事業者指導に係る業務に関して、その「基本方針」を決定した、経緯・理由・部内検討等の状況がわかるもの等	H21.2.13	H21.2.27	不存在		知事 (介護保険課)	H21.3.13	H21.4.24				H23.2.1 異議申立て取下げ

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
484	介護保険法の解釈・運用に係る件で、県民からの要望として、特定日に対談が行われた「聞取書」等	H21.2.13	H21.2.27	不存在		知事 (介護保険課)	H21.3.13	H21.4.24			H23.2.1 異議申立て取下げ	

(工) 平成22年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(297件)

【諮問番号順】

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
537	特定車両が「翌朝まで駐車し続けていた事実を単なる「夜遅くまで」という表現にして、審査会の委員へ説明したことが適法かつ適正な行政(判断)行為であることが記載されている文書	H22.1.6	H22.1.19	不存在		知事 (総務課)	H22.3.14			H22.5.26		
538	異議申立てに対する決定において、適正な行政判断であることが記載されている文書等	H22.1.26	H22.2.8	不存在		知事 (総務課)	H22.3.22			H22.5.26		
539	特定工事実施の要否を検討した記録及び定期点検の後に実施した結果を記録している行政文書等	H22.3.15	H22.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H22.5.10			H22.6.16		
540	峠橋にかかる橋梁老朽化調査及び周辺地形測量の結果並びに当該結果を踏まえ、その措置や対応策な	H22.3.15	H22.3.29	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H22.5.10			H22.6.16		

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	どを検討したことが分かる 文書											
541	特定構造物に関する砂防 設備の占用許可の詳細が 分かる文書等	H22.3.15	H22.3.29	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.5.10	H22.6.16				
542	平成21年度事務引継書の うち担当:維持管理課管理 係で懸案事項が砂防指定 地内河川郷川に係る橋梁 許可申請について(〇〇に よる行政文書開示請求)と 記載されている文書等	H22.3.23	H22.4.6	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.5.10	H22.6.16				
543	平成22年1月25日付け裁 決書によって県民の間に 混乱を生じさせるおそれや 不利益を及ぼすおそれが なくなってもなお不開示と することが適正な判断であ るとい根拠が記載されて いる書類	H22.3.23	H22.4.6	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.5.10	H22.6.16				
544	竹原市道「6074 郷西条線」 等に関する平面図及び断面 図	H22.3.23	H22.4.6	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.5.10	H22.6.16				
545	砂防設備占用許可申請書 及び普通河川等土木工事 許可申請書に対する不許 可処分の重要な理由とさ れた「近くに橋があり」と いう事実について、その既設 の橋との距離が「近い」と の判断をするに至った具 体的な距離(m)が記載され	H22.3.23	H22.4.6	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.5.10	H22.6.16				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	ている文書											
546	特定の日付けで複数回、提起した異議申立てについて、その都度処分を行わず、まとめて処分したことが、適正な行政手法であることが明記されている文書	H22.3.16	H22.3.23	不存在		知事 (道路河川管理課)	H22.5.10	H22.8.30				
547	決定の判断が、「河川管理の手引き」に明記された砂防河川において架橋を避ける場所の「近さ」という部内の規定に抵触しないことが明記されている文書等	H22.3.23	H22.3.30	不存在		知事 (道路河川管理課)	H22.5.10	H22.8.30				
548	弁明内容のうち、関係部署の名称及び当該調整を実施しようとした概要若しくは項目を記載している文書等	H22.5.12	H22.5.26	不存在		知事 (道路河川管理課)	H22.7.11	H22.8.30				
549	特定の文書に関連する国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	H22.4.5	H22.6.3	不存在		知事 (道路河川管理課)	H22.7.11	H22.8.30				
550	峠橋にかかる橋梁老朽化調査等の結果を踏まえた対応策などを検討した文書	H22.6.22	H22.7.6	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H22.8.22	H22.10.6				
551	開示決定期間の特例延長に際して、2年以上もの先の年月日を開示決定等の期限に設定した具体的な根拠等	H22.6.22	H22.7.6	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H22.8.22	H22.10.6				
552	文書の発送を、「特定記録」という高額な郵便方法	H22.6.22	H22.7.6	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H22.8.22	H22.10.6				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	を決定することに至った経緯や背景等					所東広島支所)						
553	起案文書紛失記者会見で言及した確認作業の事実関係等	H22.7.20	H22.8.3	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.8.22	H22.10.6				
554	決定期間延長通知書に記載されている延長理由(開示請求に係る行政文書が多量であるため)について、当該行政文書が多量であると判断した詳細が分かる文書等	H22.5.12	H22.5.26	不存在		知事 (総務課)	H22.7.4	H22.11.8				
555	平成21年5月13日付け「提言への対応(案)」に記載されている対応策が実際に行われた事実関係が分かる内容が記載された文書等	H22.5.12	H22.5.26	不存在		知事 (総務課)	H22.7.11	H22.11.8				
556	開示決定等をした時期の相違によって、実際に開示された文書が異なる内容であっても、その行為自体が情報公開条例の規定に基づく適切な実施であることが記載されている文書等	H22.5.12	H22.5.26	不存在		知事 (総務課)	H22.7.11	H22.11.8				
557	決定期間延長通知書に記載されている延長理由(開示請求に係る行政文書が多量であるため)について、当該行政文書が多量であると判断した詳細が分かる文書	H22.6.22	H22.7.6	不存在		知事 (総務課)	H22.7.11	H22.11.8				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
558	特定期間に取得した「駐車場等管理日誌」及び「駐車整理票」	H22.5.12	H22.7.6	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.8.22	H22.11.8				
	特定期間に取得した「駐車整理票」	H22.5.12	H22.7.6	不存在		知事 (総務課)	H22.8.22	H22.11.8				
	特定期間に取得した「駐車場等管理日誌」及び「駐車整理票」	H22.6.22	H22.7.6	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.8.22	H22.11.8				
	特定期間に取得した「駐車整理票」	H22.6.22	H22.7.6	不存在		知事 (総務課)	H22.8.22	H22.11.8				
559	特定期間に、JR 西日本呉線の吉名駅近くにある砂防指定地内普通河川郷川及び西部建設事務所東広島支所管内の郷川以外の砂防指定地内普通河川において、河川の増水量について確認した内容が記録されている文書等	H22.10.18	H22.10.29	不存在		知事 (砂防課)	H22.11.1	H22.11.16				
560	砂防指定地内河川のうちに、それぞれの流域の一定範囲を土石流の被害が想定される区域として「土砂災害危険箇所図」に表示する、又は表示したことに関する経緯や理由などが記載されている決裁文書	H22.10.4	H22.10.18	不存在		知事 (砂防課)	H22.11.8	H22.12.1				
	砂防指定地内河川のうちに、それぞれの流域の一定範囲を土石流の被害が想定される区域として「土砂災害危険箇所図」に表示	H22.10.12	H22.10.20	不存在		知事 (砂防課)	H22.11.8	H22.12.1				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	する,又は表示したことに 関する経緯や理由などが 記載されている決裁文書											
	行政文書不存在通知で「行 政文書を保有していない理 由」として明らかにされた 「保存年限満了により廃棄 したため」という廃棄の事 実が客観的に確認できる 文書	H22.10.25	H22.11.5	不存在		知事 (砂防課)	H22.11.8	H22.12.1				
561	特定期間において国土交 通省から取得した文書及 び国土交通省あてに作成 した文書	H22.7.5	H22.9.2	部分開示	第2号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	H22.11.1	H22.12.7				
	特定期間において国土交 通省から取得した文書及 び国土交通省あてに作成 した文書	H22.8.3	H22.9.21	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	H22.11.1	H22.12.7				
	特定期間において国土交 通省から取得した文書及 び国土交通省あてに作成 した文書	H22.9.6	H22.10.25	部分開示	第2号 第5号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	H22.11.1	H22.12.7				
562	広島県が「特例延長通知」 をしたのは「著しく大量であ る」という自らの根拠によ るものであるにもかかわらず, その「著しく大量であ る」とされた文書の名称や 数値を開示請求人にま ったく例示することなく、か つ、開示請求人がまったく 請求していない行政文書	H22.10.12	H22.10.26	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H22.11.1	H22.12.7				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	の範囲を「抽出する過程で実施機関が検索の対象とする可能性がある」という開示請求があったかのごとく捏造した経緯や根拠が記載されている行政文書											
563	丹那 36 地区急傾斜地崩壊対策事業に係る平成 16 年度事業計画書, 計画断面図, 構造図等	H22.10.14	H22.10.26	不存在		知事 (西部建設事務所)	H22.11.11	H22.12.10				
564	特定期間に砂防指定地内普通河川において, 河川の護岸・橋梁などの被害状況を確認した内容及び具体的な対応や措置の内容が記録されている文書等	H22.10.18	H22.10.28	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H22.11.29	H22.12.20				
565	「個人情報が含まれた起案文書の紛失について(記者会見議事録)」に関する具体的な事実関係やその根拠などを明示している文書	H22.11.5	H22.11.19	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H22.11.22	H23.1.7				
566	西部建設事務所東広島支所の平成 22 年4月現在の事務引継書	H22.8.30	H22.10.28	部分開示	第2号 第3号 第5号 第6号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H22.11.25	H23.1.7				
567	特定の文書に関連する国土交通省から取得した文書及び国土交通省あてに作成した文書	H22.10.4	H22.11.22	部分開示	第2号 第6号	知事 (道路河川管理課)	H22.12.20	H23.1.19				
568	特定日の行政文書不存在通知書に関する決裁文書	H22.10.25	H22.11.5	部分開示	第2号	知事 (砂防課)	H22.11.25	H23.1.19				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
569	砂防指定地内河川のすべてについて、「砂防設備概要図」に「BOXカルバート」と表示されている地点に関して、本件地点をBOXカルバートにしたことが①止むを得なかった理由、並びに本件地点のBOXカルバートに②付加した管理部分の状況(幅や高さの数値を含む。)について記載されている行政文書	H22.9.14	H22.11.12	開示		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.4	H23.2.4				
570	砂防指定地内河川のすべてについて、BOXカルバート設置箇所が砂防設備概要図に記載していない場合は、その記載していない理由が分かる行政文書	H22.9.14	H22.11.12	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.4	H23.2.4				
571	特定砂防設備の占用にかかる占用料を徴収していることが確認できる行政文書等	H22.12.13	H22.12.27	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.4	H23.2.4				
572	行政文書不存在通知書を「特定記録」という郵便扱いで郵送したことについて、高額な郵便料金を公費で負担したことが適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事 (砂防課)	H23.1.30	H23.2.17				
573	「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」を「特	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事 (砂防課)	H23.1.30	H23.2.17				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	定記録」という郵便扱いで 郵送したことについて、高 額な郵便料金を公費で負 担したことが適正な行政手 法であることを説明してい る、あるいは確認できる文 書等											
574	行政文書不存在通知書が 特定記録郵便で送付され たことについて、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る行政文書等	H22.11.26	H22.12.2	不存在		知事 (土木総務課)	H23.1.30	H23.2.18				
575	行政文書不存在通知書が 特定記録郵便で送付され たことについて、適正な行 政手法であることを説明し ている、あるいは確認でき る行政文書等	H22.12.6	H22.12.15	不存在		知事 (土木総務課)	H23.2.7	H23.2.18				
576	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果、並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H22.12.10	H23.1.4	不存在		知事 (土木総務課)	H23.2.14	H23.2.18				
577	行政文書不存在通知等を 特定記録郵便で郵送した ことが適正な行政手法であ ることを説明している、あ るいは確認できる行政文 書等	H22.12.24	H23.1.7	不存在		知事 (土木総務課)	H23.2.14	H23.2.18				
578	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と	H22.12.20	H22.12.28	不存在		知事 (技術企画課)	H23.2.14	H23.2.18				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	その結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等											
579	行政文書不存在通知等を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政手法であることを説明している,あるいは確認できる行政文書等	H22.12.6	H22.12.15	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				
580	行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.13	H23.1.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				
581	行政文書不存在通知等を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政手法であることを説明している,あるいは確認できる行政文書等	H22.12.13	H23.1.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				
582	行政文書不存在通知等を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政手法であることを説明している,あるいは確認できる行政文書等	H22.12.13	H23.1.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				
583	行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.13	H23.1.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
584	行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.13	H23.1.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				
585	行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.13	H23.1.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				
586	行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.13	H23.1.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.7	H23.2.23				
587	行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.14	H23.2.23				
588	決定期間延長通知書、行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.14	H23.2.23				
589	行政文書不存在通知書を「特定記録」という郵便扱いで郵送したことについて、高額な郵便料金を公費で負担したことが適正な行政手法であることを説明して	H22.12.24	H23.1.5	不存在		知事 (砂防課)	H23.2.14	H23.2.23				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	いる,あるいは確認できる 文書等											
590	行政文書不存在通知書を 郵送したことによる効果と その結果,並びにその郵 送方法の必然性が確認で きる行政文書等	H23.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (都市政策課)	H23.2.14	H23.2.24				
591	部分開示された「報告書」 の内容について,「河川管 理の手引きに規定されて いる湾曲部(現行の郷川と の角度40度を60度以上と する)」を道路設計の基準 とする半面,同手引きの 「近くに橋がある場合は架 橋を避ける」を道路設計の 基準としなかったことが, 広島県の「河川管理の手引 き」に関して適正であるこ とが確認できる行政文書	H22.11.30	H22.12.14	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.1.17	H23.2.24				
592	部分開示された「報告書」 の内容に関して,「県道と 市道の交差部にある三角 の路面傾斜と急勾配の部 分」について,今回の道路 設計の基準としているのか 否かを明確にするために, 当該「県道と市道の交差部 にある三角の路面傾斜と 急勾配の部分」である箇所 の設計内容,並びに当該 勾配の概要が確認できる	H22.11.30	H22.12.14	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.1.17	H23.2.24				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	行政文書											
593	現行の法令等に基づく橋を設置するという理由のみで砂防指定地内河川の河床を下げる行為が国家には当然の如く認められ、一方、民間人が自らの命を守るために必要な橋の設置を申請した場合では、砂防指定地内河川の護岸を含めて砂防設備に係る一切の変更は許可しないという行政判断をしたことが適法であることが確認できる文書	H22.11.30	H22.12.14	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.17	H23.2.24				
594	特定の報告書以降に行った不法占用物件に対する措置や対応の具体的な内容並びにその結果が記載されている行政文書	H22.11.30	H22.12.14	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.17	H23.2.24				
595	特定の報告書以降に行った不法占用物件に対する措置や対応の具体的な内容並びにその結果が記載されている行政文書の開示請求の対象とする範囲内における不法占用のすべての事実が確認できる行政文書	H22.11.30	H22.12.14	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.17	H23.2.24				
596	理由説明書の内容が適正なものであることを決裁し	H22.12.6	H22.12.20	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所)	H23.1.17	H23.2.24				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	た事実とその内容の詳細 が分かる決裁文書					所東広島支所)						
597	平成23年度広島県・広島 市公立学校教員採用候補 者選考試験における学習 指導案作成問題採点基準 等	H22.10.15	H22.10.29	部分開示	第6号	教育委員会	H22.12.27	H23.3.4				
	平成23年度教員採用候補 者選考試験第一次試験中 学校「教科に関する専門教 育科目」の採点業務依頼に 関する文書	H22.10.15	H22.10.29	不開示		教育委員会	H22.12.27	H23.3.4				
598	平成22年8月20日付け中 国新聞(朝刊)の県庁舎外 駐車場の記事に関連して、 外来駐車場の拡張と一部 有料化が「県庁に用務のな い人も利用している」とい う県民からの指摘を踏まえ た対応策であり、それによ って用務外利用者を排除 できると結論付けた根拠が 記載されている文書等	H22.8.23	H22.9.10	不存在		知事 (総務課)	H22.10.24	H23.3.7				
599	特定期間に取得した「駐車 場等管理日誌」及び「駐車 整理票」	H22.7.12	H22.9.6	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.11.1	H23.3.7				
	特定期間に取得した「駐車 整理票」	H22.7.12	H22.9.6	不存在		知事 (総務課)	H22.11.1	H23.3.7				
	特定期間に取得した「駐車 場等管理日誌」及び「駐車 整理票」	H22.7.20	H22.9.10	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.11.1	H23.3.7				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	特定期間に取得した「駐車整理票」	H22.7.20	H22.9.10	不存在		知事 (総務課)	H22.11.1	H23.3.7				
	特定期間に取得した「駐車場等管理日誌」及び「駐車整理票」	H22.8.3	H22.9.27	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.11.1	H23.3.7				
	特定期間に取得した「駐車整理票」	H22.8.3	H22.9.27	不存在		知事 (総務課)	H22.11.1	H23.3.7				
	特定期間に取得した「駐車整理票」	H22.8.23	H22.10.18	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.11.1	H23.3.7				
	特定期間に取得した「駐車整理票」	H22.8.23	H22.10.18	不存在		知事 (総務課)	H22.11.1	H23.3.7				
600	特定期間に作成され、又は取得した「駐車整理票」	H22.11.16	H22.11.30	不存在		知事 (総務課)	H22.12.6	H23.3.7				
601	特定期間に作成され、又は取得した「駐車整理票」	H22.11.22	H22.12.2	不存在		知事 (総務課)	H22.12.6	H23.3.7				
602	特定期間に作成され、又は取得した「駐車整理票」	H22.11.25	H22.12.2	不存在		知事 (総務課)	H22.12.6	H23.3.7				
603	特定期間に作成され、又は取得した「駐車整理票」	H22.11.26	H22.12.2	不存在		知事 (総務課)	H22.12.6	H23.3.7				
604	特定期間に作成され、又は取得した「駐車整理票」	H22.11.30	H22.12.10	不存在		知事 (総務課)	H22.12.13	H23.3.7				
605	特定期間に取得した「駐車整理票」	H22.9.6	H22.10.29	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.12.20	H23.3.7				
	特定期間に取得した「駐車整理票」	H22.9.6	H22.10.29	不存在		知事 (総務課)	H22.12.20	H23.3.7				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.9.14	H22.11.12	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.12.20	H23.3.7				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.9.14	H22.11.12	不存在		知事 (総務課)	H22.12.20	H23.3.7				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.9.21	H22.11.19	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.12.20	H23.3.7				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.9.27	H22.11.19	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H22.12.20	H23.3.7				
606	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.10.4	H22.12.2	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.4	H23.3.7				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.10.12	H22.12.10	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.4	H23.3.7				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.10.18	H22.12.16	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.4	H23.3.7				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.10.25	H22.12.20	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.4	H23.3.7				
607	行政文書不存在通知書を郵便したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H23.1.11	H23.1.25	不存在		知事 (都市政策課)	H23.2.28	H23.3.8				
608	高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H22.11.16	H22.11.30	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.30	H23.3.9				
609	高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.30	H23.3.9				
610	高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.30	H23.3.9				
611	高額な郵便料金を公費で	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事	H23.1.30	H23.3.9				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	負担したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等					(西部建設事務所東広島支所)						
612	「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消されたとき」に該当する事案について、広島県が「手続の違法若しくは不当」を認め、申請人に対して謝罪した事実とその内容が確認できる文書	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.30	H23.3.9				
613	行政文書不存在通知書という結論に至った法的根拠が確認できる行政文書	H22.11.22	H22.12.6	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.1.30	H23.3.9				
614	高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H22.12.6	H22.12.20	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.7	H23.3.9				
615	高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H22.12.13	H22.12.27	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.7	H23.3.9				
616	高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.7	H23.3.9				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
617	高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.7	H23.3.9				
618	高額な郵便料金を公費で負担したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.7	H23.3.9				
619	行政文書不存在通知書を特定記録郵便で送付したことが、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H23.1.25	H23.2.7	不存在		知事 (技術企画課)	H23.3.7	H23.3.10				
620	行政文書不存在通知書が特定記録郵便で送付されたことについて、適正な行政手法であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H23.1.25	H23.2.7	不存在		知事 (土木総務課)	H23.3.7	H23.3.10				
621	郵送方法を決定するための取扱いの根拠としている又は根拠としていた内容が分かる行政文書等	H23.1.25	H23.2.7	不存在		知事 (土木総務課)	H23.3.7	H23.3.10				
	郵送方法を決定するための取扱いの根拠としている又は根拠としていた内容が分かる行政文書等	H23.1.25	H23.2.7	不存在		知事 (土木総務課)	H23.3.7	H23.3.10				
	郵送方法を決定するための取扱いの根拠としている又は根拠としていた内容が	H23.1.25	H23.2.7	不存在		知事 (土木総務課)	H23.3.7	H23.3.10				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	分かる行政文書等											
	郵送方法を決定するための取扱いの根拠としている又は根拠としていた内容が分かる行政文書等	H23.1.25	H23.2.7	不存在		知事 (土木総務課)	H23.3.7	H23.3.10				
	郵送方法を決定するための取扱いの根拠としている又は根拠としていた内容が分かる行政文書等	H23.1.25	H23.2.7	不存在		知事 (土木総務課)	H23.3.7	H23.3.10				
	不法占用に関する調	H22.11.30	H22.12.14	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事 (道路河川管理課)	H23.1.17	H23.3.10				
622	平成 21 年度定例監査の結果で明記されている「県が管理する河川の不法占用については、(中略)依然として相当な件数(340 件)となっている。」という点に関して、当該 340 件の該当する不法占用の図面、不法占用と判定している期間、不法占用という状態に至った経緯、不法占用者への処罰の内容及び不法占用者に対して処罰を科していない根拠を記載している行政文書	H22.11.30	H22.12.14	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.1.17	H23.3.10				
623	県庁の他の部署が管理している行政文書の開示請求に関する個人別件数等の累計値情報を県庁土木	H22.12.6	H22.12.16	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.1.17	H23.3.10				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	局が把握していたことが適 正な判断(情報公開条例の 適正な運用)であることが 分かる行政文書											
624	決定期間延長通知書を特 定記録郵便で郵送したこ とが適正な行政判断であ ることを説明している,あ るいは確認できる行政文 書等	H22.11.22	H22.12.2	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.1.30	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を特 定記録郵便で郵送したこ とが適正な行政判断であ ることを説明している,あ るいは確認できる行政文 書等	H22.11.26	H22.12.2	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.1.30	H23.3.10				
	決定期間延長通知書等を 特定記録郵便で郵送した ことが適正な行政判断であ ることを説明している,あ るいは確認できる行政文 書等	H22.11.26	H22.12.2	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.1.30	H23.3.10				
625	特定期間において国土交 通省から取得した文書及 び国土交通省あてに作成 した文書	H23.11.1	H22.12.20	部分開示	第2号 第6号	知事 (道路河川管理 課)	H23.1.30	H23.3.10				
626	行政文書不存在通知書を 特定記録郵便で郵送した ことが適正な行政判断であ ることを説明している,あ るいは確認できる行政文 書等	H22.12.6	H22.12.16	不存在		知事 (道路河川管理 課)	H23.2.7	H23.3.10				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
627	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政判断であることを説明している,あるいは確認できる行政文書等	H22.12.13	H22.12.17	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.7	H23.3.10				
628	決定期間延長通知書を普通郵便扱いで郵送した内容について,実施機関が郵送方法を決定する根拠としている内容,及び特定記録扱いで発送する場合の基準となっている「取扱いに注意すべきと判断した文書」に上記の通知書が該当していないことが分かる文書等	H22.12.24	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
629	行政文書不存在通知等を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政手法であることを説明している,あるいは確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書不存在通知等を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政手法であることを説明している,あるいは確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書不存在通知等を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政手法であ	H22.12.24	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	ることを説明している, あるいは確認できる行政文書等											
	行政文書不存在通知等を特定記録郵便で郵送したことが適正な行政手法であることを説明している, あるいは確認できる行政文書等	H23.1.11	H23.1.18	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
630	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書不存在通知書等を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書部分開示決定通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
630	行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.20	H23.1.4	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書部分開示決定通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	公文書(決定書)を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
630	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書不存在通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書不存在通知書等を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
630	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書部分開示決定通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	行政文書部分開示決定通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	決定期間延長通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
630	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書等	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (道路河川管理課)	H23.2.14	H23.3.10				
631	高額な郵便料金を公費で負担していることが適正な行政判断であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H23.1.25	H23.2.8	不存在		知事 (都市政策課)	H23.3.7	H23.3.15				
632	高額な郵便料金を公費で負担していることが適正な行政判断であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H23.1.25	H23.1.31	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.3.7	H23.3.16				
633	高額な郵便料金を公費で負担していることが適正な行政判断であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H23.1.25	H23.1.31	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.3.7	H23.3.16				
634	高額な郵便料金を公費で負担していることが適正な行政判断であることを説明している、あるいは確認できる文書等	H23.1.25	H23.1.31	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.3.7	H23.3.16				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
635	高額な郵便料金を公費で負担していることが適正な行政判断であることを説明している,あるいは確認できる文書等	H23.1.25	H23.2.4	不存在		知事 (砂防課)	H23.3.7	H23.3.18				
636	特定日付けで開示請求した内容のうち、「『取扱いに注意すべきと判断した文書』に通知書が該当していることが分かる文書」について開示決定等をしていない経緯とその根拠が分かる文書	H23.1.25	H23.2.7	不存在		知事 (土木総務課)	H23.3.14	H23.3.18				
637	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.11.1	H22.12.28	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.30	H23.3.28				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.11.5	H22.12.28	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.30	H23.3.28				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.11.8	H23.1.4	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.30	H23.3.28				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.11.9	H23.1.6	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.30	H23.3.28				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.11.10	H23.1.6	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.30	H23.3.28				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.11.11	H23.1.6	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.30	H23.3.28				
	特定日に取得した「駐車整理票」	H22.11.12	H23.1.6	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.1.30	H23.3.28				
638	県庁舎外来駐車場の管理運営取扱いの変更の検討時期が分かる書類等	H23.1.5	H23.1.19	不存在		知事 (総務課)	H23.2.14	H23.3.29				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
639	県庁の外来者駐車場の用務外利用の疑いに関する事実関係を把握し、それに対応した具体的な内容などを記録している文書	H23.1.5	H23.1.19	部分開示	第2号	知事 (総務課)	H23.2.14	H23.3.29				
	特定日に外来者駐車場に駐車した車が用務外利用でないことを確認できる文書等	H23.1.5	H23.1.19	存否応答 拒否		知事 (総務課)	H23.2.14	H23.3.29				
640	県と警備会社等による変更契約が締結されることになった真の理由が記載されている文書	H23.1.5	H23.1.19	不存在		知事 (総務課)	H23.2.14	H23.3.29				
641	県庁外来駐車場の残留車の取扱いや駐車場内の警備などに関する警備業者との管理委託契約書等	H23.1.5	H23.1.19	不存在		知事 (総務課)	H23.3.7	H23.3.30				
	特定期間の警備業者が行った業務の内容が確認できる資料	H23.1.5	H23.3.1	不開示	第6号	知事 (総務課)	H23.3.7	H23.3.30				
	特定期間の警備業者が行った業務の内容が確認できる資料	H23.1.5	H23.3.1	不存在		知事 (総務課)	H23.3.7	H23.3.30				
642	駐車整理票の用件先の欄が空欄になっているもの等についてそれらの駐車が利用目的に合致した利用であることを認め許可した根拠がわかる文書	H23.2.15	H23.3.1	不存在		知事 (総務課)	H23.3.7	H23.3.30				
643	駐車整理票の用件先の欄に広島県警察本部等という	H23.2.15	H23.3.1	不存在		知事 (総務課)	H23.3.7	H23.3.30				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	文字のゴム印が押されているものについて用務外利用ではないことを確認した文書											
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.6.29	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
644	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.5	H22.7.13	不存在		知事 (総務課)	H22.7.20	H23.3.31				
645	行政文書不存在通知書の「開示請求に係る行政文書の件名又は内容」欄に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.7.20	H22.7.30	不存在		知事 (総務課)	H22.8.22	H23.3.31				
646	行政文書不存在通知書の「行政文書を保有していない理由」欄に係る表示の意味が確認できる文書	H22.7.20	H22.7.30	不存在		知事 (総務課)	H22.8.22	H23.3.31				
647	広島県情報公開・個人情報保護審査会の事務局として	H22.9.27	H22.10.12	不存在		知事 (総務課)	H22.10.24	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	その役割を担う広島県の担当職員が「大量不服申立人に係る案件」と「その他の案件」という区分をしたことが適正であるなどと記載されている文書等											
648	総務省の担当部署に対して、広島県における情報公開・個人情報保護審査会の運営状況並びに広島県情報公開条例の運用などに関する問題点や対応策などを報告した記録やその内容等	H22.11.22	H22.12.3	不存在		知事 (総務課)	H22.12.6	H23.3.31				
649	行政文書の開示決定等に係る不服申立てに関する記載内容が分かる文書	H22.11.25	H22.12.3	不存在		知事 (総務課)	H22.12.6	H23.3.31				
650	特定日以外における行政文書の開示請求に関する個人別件数等の累計値情報等が分かる文書	H22.12.6	H22.12.20	不存在		知事 (総務課)	H23.1.17	H23.3.31				
651	広島県情報公開・個人情報保護審査会の会議録及び質疑応答文書	H22.12.13	H22.12.27	不開示	第1号 第5号	知事 (総務課)	H23.1.17	H23.3.31				
652	広島県情報公開・個人情報保護審査会による不服申立てに係る継続審理件数が大量となっている件について、①広島県知事、②同副知事、③総務局長、④広島県議会及び⑤広島県監査委員に対して、報告(連	H22.12.20	H22.12.28	不存在		知事 (総務課)	H23.1.17	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	絡や相談などを含む。)をしたことやその報告などの内容が分かる文書											
653	広島県のホームページに掲載されている情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況に係る表示の根拠が確認できる文書	H22.12.27	H23.1.7	不存在		知事 (総務課)	H23.2.7	H23.3.31				
654	広島県のホームページと行政情報コーナーの両方の利用案内におけるコピー機の操作方法に関する説明表示が適正であることが確認できる文書等	H23.1.5	H23.1.7	不存在		知事 (総務課)	H23.2.7	H23.3.31				
655	広島県情報公開・個人情報保護審査会の特定事案の審査に関する資料	H22.12.6	H22.12.20	不存在		知事 (総務課)	H23.2.7	H23.3.31				
	広島県情報公開・個人情報保護審査会の特定事案の審査に関する資料	H22.12.6	H22.12.20	不存在		知事 (総務課)	H23.2.7	H23.3.31				
	広島県情報公開・個人情報保護審査会の特定事案の審査に関する資料	H22.12.6	H22.12.20	不存在		知事 (総務課)	H23.2.7	H23.3.31				
656	行政文書不存在通知書を普通郵便で送付したことが、適正な行政手段であることを説明している、あるいは確認できる文書	H23.1.25	H23.2.4	不存在		知事 (総務課)	H23.3.14	H23.3.31				
	行政文書不存在通知書を普通郵便で送付したことが、適正な行政手法である	H23.1.25	H23.2.8	不存在		知事 (総務課)	H23.3.14	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	ことを説明している, あるいは確認できる文書											
657	広島県情報公開・個人情報保護審査会の特定事案の審査に関する資料・会議録	H23.2.22	H23.3.2	不開示	第1号 第5号	知事 (総務課)	H23.3.14	H23.3.31				
658	広島県情報公開・個人情報保護審査会の特定事案の審査に関する資料・会議録	H23.2.22	H23.3.2	不開示	第1号 第5号	知事 (総務課)	H23.3.14	H23.3.31				
659	特定記録郵便について, 郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.13	H22.12.27	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
660	特定記録郵便について, 郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.13	H22.12.27	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
661	特定記録郵便について, 郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.13	H22.12.27	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
662	特定記録郵便について, 郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.13	H22.12.27	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
663	特定記録郵便について, 郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.13	H22.12.27	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
664	特定記録郵便について, 郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した	H22.12.20	H23.1.4	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	行政文書											
665	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.20	H23.1.4	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
666	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.20	H23.1.4	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
667	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.20	H23.1.4	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
668	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.20	H23.1.4	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
669	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.20	H23.1.4	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
670	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.20	H23.1.4	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
671	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.20	H23.1.4	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
672	高額な郵便料金を公費負担したことが、適正な行政	H22.12.24	H23.1.7	不存在		知事 (西部建設事務所)	H23.2.14	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	手段であることを説明している、あるいは確認できる文書					所東広島支所)						
673	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
674	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
675	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
676	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
677	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
678	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
679	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
680	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
681	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	部分開示	第2号	知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
682	特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書	H22.12.27	H23.1.11	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
683	高額な郵便料金を公費負担したことが、適正な行政手段であることを説明している、あるいは確認できる文書	H23.1.5	H23.1.19	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.14	H23.3.31				
684	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
685	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書、並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計2件の通知書を郵送したことによる効果とその結果、並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
686	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書,並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計4件の通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
687	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
688	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書,並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計2件の通知書を郵送したことによる効果とその結果,並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
689	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計5件の通知書を郵送した行為に係る効果とその結果,並びにその郵送方法を選択した根拠又は必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
690	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書, 並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計7件の通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
691	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書, 並びに情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書の合計4件の通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
692	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
693	情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書を郵送したことによる効果とその結果, 並びにその郵送方法の必然性が確認できる行政文書	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				
694	行政文書部分開示決定通知書の発送について, 高額な郵便料金を公費で負	H23.1.11	H23.1.24	不存在		知事 (西部建設事務所東広島支所)	H23.2.28	H23.3.31				

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	担したことが、適正な行政 手法であることを説明して いる、あるいは確認できる 行政文書											
695	決定期間延長通知書の発 送について、高額な郵便料 金を公費で負担したこと が、適正な行政手法である ことを説明している、ある いは確認できる行政文書	H23.1.25	H23.2.8	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.3.7	H23.3.31				
696	特定の構造物に関する砂 防設備が砂防法の規定に 合致したうえで、広島県が 峠橋に付属する構造物とし て、峠橋の橋桁下部に設 置を許可したことの事実関 係が記載されている行政 文書	H23.2.22	H23.3.8	不存在		知事 (西部建設事務 所東広島支所)	H23.3.14	H23.3.31				
697	行政文書開示請求書で開 示請求した内容のうち、 「並びに特定記録扱いで発 送する場合の基準となっ ている『取扱いに注意をす べきと判断した文書』に上記 の通知書が該当しているこ とが分かる文書」について の開示決定等通知がない ことについて、当該開示決 定等をしていない経緯とそ	H23.1.25	H23.2.7	不存在		知事 (砂防課)	H23.3.14	H23.3.31				

質問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月 日	答申年月 日	答申内容	決定等年月 日	決定内容 等
	の根拠が分かる文書											

※ 「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県情報公開条例第 10 条 第 1 号(法令秘情報), 第 2 号(個人情報), 第 3 号(事業活動情報), 第 4 号(犯罪の予防・捜査等情報), 第 5 号(審議, 検討, 協議等に関する情報), 第 6 号(行政執行情報), 第 7 号(任意に提供された情報)

広島県情報公開条例第 13 条(行政文書の存否に関する情報)

(2) 保有個人情報開示請求及び訂正請求に係るもの

(ア) 平成22年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が答申を受けて裁決もしくは決定を行ったもの(2件)

【諮問番号順】

諮問番号	件名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
12	広島県教育委員会が行った広島県個人情報保護条例第11条の規定に基づく部分開示決定処分を取り消し、対象保有個人情報のすべてを開示する」との決定を求める文書	H18.12.25	H19.2.8	部分開示	第7号	教育委員会	H19.4.10	H19.4.26	H23.1.31	一部認容		
15	精神保健衛生法に基づいて請求者に対して行われた措置入院に係る一切の記録	H20.5.12	H20.5.20	部分開示	第3号 第7号	知事 (福山地域事務所 厚生環境局)	H20.6.4	H20.11.18	H23.1.31	一部認容		

(イ) 平成22年度中に異議申立ての取下げがあったもの(5件)

【不服申立て順】

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求年月日	決定年月日	決定内容	不開示理由	実施機関	不服申立年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
16	「介護保険法の解釈・運用に係る質問・要望の件」に係る打合せの「聞取書」等	H20.10.3	H20.10.17	不存在		知事 (介護保険課)	H20.12.8	H21.2.9	H23.2.1 異議申立て取下げ			
17	「介護保険法の解釈・運用に係る質問・要望の件」に係る打合せの「聞取書」等	H20.12.8	H20.12.22	不存在		知事 (介護保険課)	H20.12.26	H21.2.9	H23.2.1 異議申立て取下げ			
18	「介護保険法の解釈・運用に係る質問・要望の件」に係る打合せの「聞取書」等	H20.12.8	H20.12.22	不存在		知事 (介護保険課)	H20.12.26	H21.2.9	H23.2.1 異議申立て取下げ			

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定等)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定等年月日	決定等内容
19	自己情報開示請求書に添付した「平成21年2月13日付け行政文書開示請求書」中、「H20年度の広島県介護保険行政の中の事業者指導に係る業務に関する指導に係る請求者の個人情報」	H21.2.13	H21.2.27	不存在		知事 (介護保険課)	H21.3.13	H21.4.24				H23.2.1 異議申立て取下げ
20	介護保険法の解釈・運用に係る件で行われた対談の聞き取り書等	H21.2.13	H21.2.27	不存在		知事 (介護保険課)	H21.3.13	H21.4.24				H23.2.1 異議申立て取下げ

(ウ) 平成22年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(2件)

【諮問番号順】

諮問 番号	件 名 (略称)	開示請求 年月日	決 定 年月日	決 定 内 容	不開示 理由	実施機関	不服申立 年月日	広島県情報公開・個人情報保護審査会			実施機関 (不服申立てに対する決定)	
								諮問年月日	答申年月日	答申内容	決定年月日	決定内容
25	特定の交番で作成された私に関する書類等	H22.4.30	H22.5.12	不存在		警察本部長 (庄原警察署)	H22.5.17	H22.8.5				
26	特定の病院で撮影された写真等	H22.10.22	H22.11.2	適用外		警察本部長 (広島南警察署)	H23.1.6	H23.3.16				

「不開示理由」欄に掲載している不開示情報

広島県個人情報保護条例第14条

第1号(法令秘情報)、第2号(開示請求者本人の情報)、第3号(開示請求者以外の個人情報)、第4号(事業活動情報)、第5号(犯罪の予防・捜査等情報)

第6号(審議、検討、協議等に関する情報)、第7号(行政執行情報)、第8号(任意に提供された情報)

広島県個人情報保護条例第17条(保有個人情報の存否に関する情報)